

「山口県デジタルツイン推進事業」実施に係る企画・運営等業務仕様書

1 概要

本仕様書は、一般財団法人山口県デジタル技術振興財団（以下「本財団」という。）が委託する「山口県デジタルツイン推進事業」実施に係る企画・運営等業務（以下「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定める。

2 本業務の趣旨・目的

山口県においては、データ利活用の重要性を理解し、現実空間に存在する様々なデータをデジタル空間上に取り込むことで、様々な地域課題の解決や新たな価値創出に取り組んでいくことを目指している。

本業務は、山口県内において、地域の幅広い参加者を巻き込みながら地域課題の解決に向けたアイデアを創出するとともに、デジタルツインに関する各種技術要素を活用してその実現に取り組み、地域におけるデジタルツインのモデルケース創出を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 委託上限額

10,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

5 本業務の内容

（1）実施内容の企画

ア 本業務は、次の2つの取組を行うこととしているが、本業務の目的を実現するうえで、より効果的な内容について提案し、本財団と協議のうえ決定すること。なお、本業務においては、オープンソースのデジタルツインプラットフォームである「Re:Earth（リアース）」を用いることとし、必要に応じてその他関連するツールを任意で選定して使用すること。

①デジタルアーカイブ等作成

- ・参加者が Re:Earth への情報・データのプロット方法や、ストーリーテリングによる表現方法を学び、地域に存在する様々な資源やデータを、地域のデジタルアーカイブとして作成するための手法を学習する複数回参加型の取組とすること。
- ・基本的な操作手法を学習した後、サンプルデータを用いて、参加者各自が標準的なデジタルアーカイブを作成できるように支援すること。
- ・実際に参加者が収集または選定したデータを用いて、ストーリーテリング形式でのデジタルアーカイブ作品を作成できるようにすること。

②課題解決プロダクト開発

- ・Re:Earth を活用し、地域に存在する課題解決や新たな地域価値の創出に繋がるようなサービス・プロダクトのアイデアを、参加者がグループワーク等を通じて創出する複数回参加型の取組とすること。
 - ・参加者に対して、Re:Earth の持つ基本的な機能や今後の拡張可能性、他地域で実際に取り組みられている事例などについて説明・紹介し、グループワーク等でのアイデア創出のヒントを提供するような支援を行うこと。
 - ・参加者が本取組を通じて創出したアイデアを取りまとめ、Re:Earth 上で実現可能なプロダクトプランを作成できるよう支援を行うこと。
- イ 上記ア②で創出したアイデアを基に、実際に Re:Earth 上でプロダクトとして実装可能なシステムやプラグインなどの開発を行うこと。但し、対象とするアイデアの選定方法や選定数等については、別途本財団と協議のうえ決定すること。
- ウ 上記ア①および②の成果を共有する成果報告会を開催すること。成果報告会では、参加者の発表内容について有識者等が講評することで、参加者本人や成果報告会の視聴者の理解を深める機会とすること。
- エ 本取組への参加者等を対象に、デジタルツインに関する理解を深めるため有識者や著名人等による講演・セミナーを企画・実施すること。
- オ 実施する内容については、企画内容の運営過程において、必要に応じて適宜見直すことができるものとする。

(2) 講師および支援員の確保

- ア 本業務を遂行するうえで必要となる分野に通じ、高い専門性を有する人材を確保のうえ、本業務の講師として必要な人員を配置すること。また、少なくともそのうちの1名以上は、Re:Earth のシステム開発（プラグイン開発を含む）に携わった経験を有していること。
- イ 本業務は、山口県内におけるやまぐちDX推進拠点「Y-BASE」で開催することを想定しているが、参加状況に応じて複数拠点での開催も想定される。その際は、各拠点に支援員を配置する等、都度本財団と連携・協議して適切な人員を確保・配置すること。

(3) 環境整備

- ア 受託者は、参加者に対して、取組の内容や利用するツールの利用方法等を説明する資料を作成すること。
- イ 集合型での開催を前提とするが、不測の理由により集合型での開催が困難な場合は、本財団と協議のうえ、オンラインで実施するなど、別の方法により実施すること。
- ウ (1) の実施にあたり、本財団と協議調整のうえ、必要なツールの調達・整備を実施すること。

(4) 研修受講者の募集・決定

参加者の募集及び決定は、基本的に本財団において実施するが、より効果的

な募集・決定方法について提案し、本財団と協議のうえ実施するものとする。

(5) 企画内容の実施

- ア 上記5（1）により構築した企画内容を実施すること。
- イ 実施方法や回数等については、本財団と協議のうえ、実施すること。
- ウ 参加者の決定後、実施に係る連絡調整や参加者からの問い合わせ等の体制整備について、効果的・効率的な提案を行い、本財団と協議のうえ、決定すること。
- エ 本年度の運営後、次年度以降の在り方を検討するため、業務成果を踏まえた改善提案を行うこと。

(6) その他

その他、本業務の趣旨・目的達成に向けて効果的と思われる取組がある場合は、委託上限額の範囲内において、提案に含める事。

6 参加対象者

県内自治体および企業・団体等職員、学生等個人を含む40名程度とする。
上記5（1）ア①および②の内訳については、本財団と協議のうえ決定する。

7 スケジュール

委託期間内における実施スケジュールは、本業務の趣旨を踏まえたうえで、その実施効果を最大化するよう、複数回開催する取組の間のインターバル期間の設定間隔や開催方法について整理して提案すること。なお、具体的な各回の実施日程および実施場所・開催方法については、本財団と協議調整のうえ実施する。

8 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、プロジェクト全体を総括する責任者（以下、「責任者」という。）を配置し、効率的な業務管理を行うこと。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及びその連絡先を明記した作業体制表を本契約締結時に提出すること。
- (3) 不測の理由により、県外からの移動が制限されたとしても本業務の履行が継続できるよう、適切な体制を確立すること。
- (4) 原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本財団に申し出ること。
- (5) 責任者は、本業務の経過内容全般を常に把握し、円滑な業務遂行のために定期的に本財団と連絡調整を図ること。
- (6) 本財団は、業務担当者について業務実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができること。

9 実施計画書の提出

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、あらかじめ、実施体制、実施スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本財団の承認を得ること。
- (2) 受託者は、実施計画書の提出に当たり、キックオフ会議を開催し、実施計画書の内容について説明を行うこと。

10 成果物

- (1) 次に掲げる成果物を提出すること。なお、提出する成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細については、事前に本財団と協議し承認を受けること。
 - ア 実施計画書
 - イ 説明用資料・教材
 - ウ 参加募集・広報用宣材
 - エ 本事業において作成した成果プロダクト
(受託者において収集・作成したデータや Re:Earth プラグイン等)
 - オ 本事業の実績報告書
 - カ その他本事業の実施に伴い作成した資料
- (2) 本業務の履行のために作成された成果物等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は、本財団に帰属するものとする。
- (3) 成果物は、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

11 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本財団と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) (1) により本財団が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (3) (1) により本財団が承認した場合であっても、受託者は、本財団に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

12 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、知り得た情報を他に漏らしてはなら

- ない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、本財団から提供された資料等（以下、「資料等」という。）を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
 - (3) 受託者は、資料等を本業務の目的以外のために複製及び加工してはならない。
 - (4) 受託者は、本業務終了後、速やかに資料等を返還すること。

1 3 情報セキュリティ管理

情報セキュリティ管理については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、別記「個人情報取扱特記事項」、一般財団法人山口県デジタル技術振興財団プライバシーポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

1 4 特記事項

- (1) 本業務実施中のツール利用に要する費用、コンサルティング・調査・報告・交通費等の一切の経費は、本業務の委託金額に含まれるものとする。
- (2) 受託者が使用するWEB会議・研修の実施に必要な設備及び機器等は、受託者の費用と責任において用意するものとする。
- (3) 本財団は、仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、受託者に対して調査を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。
- (4) 契約や支払に関する書類など、本業務の関係資料を業務完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

1 5 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、山口県及び本財団と常に密接な連携を図り、事業の各段階で協議を行うこと。また協議内容については、議事録等を作成し、提出すること。
- (2) 本業務の実施に要する費用は、全て受託者の負担とすること。
- (3) 写真・説明等に係るデータなどは、受託者において用意すること。なお、その際は、著作権等の問題が生じないように十分留意すること。
- (4) 本業務により提出される成果物については、山口県及び本財団の取組の一環として公表する可能性があること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、本財団と受託者が協議の上、解決するものとする。

以上